

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

岩手町水道事業所から大切なお知らせ

「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行されることに伴い、指定給水装置工事事業者は**5年ごとの更新**が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目的として、指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

※期間内に更新申請をされなければ**失効**となりますのでご注意ください。

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛てに、ダイレクトメールにて通知をします。

なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

岩手町から指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日 ~ 平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間
平成11年4月1日 ~ 平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間
平成15年4月1日 ~ 平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日 ~ 平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日 ~ 令和元年9月30日	令和6年9月29日までの5年間

●指定更新の要件（新規申請と同じ3項目）

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）
又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類（免状等）

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施行規則第36条）に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii. 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせ
岩手町水道事業所 上下水道係
TEL : 0195-62-2111 (内線 333・335)